

# 講習概要

高圧ガス保安協会 大分県液化石油ガス教育事務所

講習の種類		講習概要 (目的)		
法定取得	国家免除試験科目	丙種化学液石	LPガスに関する製造保安責任者免状を取得したい方で、国家試験科目の一部免除を希望される方	
		第二種販売	LPガスに関する販売主任者免状を取得したい方で、国家試験科目の一部免除を希望される方	
		業務主任者の代理者	業務主任者の代理者に選任される方で、講習によりその資格を取得したい方 ※この講習は、第二種販売講習と同時に開催します。	
		設備士第2 設備士第3	液化石油ガス設備士免状を講習により取得したい方 (対象者) 設備士第2 液化石油ガス設備工事の作業に関する1年以上の経験がある者 設備士第3 ①建設業法第27条第1項の規定に基づく管工事施工管理に合格した者 ②職業能力開発促進法第27条第1項に基づく配管科等を修了した者 ③職業能力開発促進法第28条第1項に基づく指導員免許で職種が配管科 ④職業能力開発促進法第62条第1項に基づく配管技能士以上に合格した者	
		充てん作業 (座学)	LPガスのバルク供給設備への充てん等の作業を行いたい方 ※受講希望者を募りまして、希望者にご案内いたします。 ※「実習講習」につきましては、座学検定試験に合格した方が対象になります。	
		保安業務員	保安機関において、以下の保安業務を行いたい方 ①供給開始時点検調査 ②容器交換時等点検(バルク供給設備含) ③定期供給設備点検 ④定期消費設備調査(再調査含) ⑤周知 ⑥緊急時対応 ⑦緊急時連絡	
		調査員	保安機関において、以下の保安業務を行いたい方 ①メーター販売の場合は、容器からメーターまでの供給設備の点検 ~外観検査のみ ②質量販売の場合は、容器から燃焼器具までの消費設備の点検 ~外観検査のみ	
		移動監視者 (総合)	高圧ガス保安法で定める数量以上の高圧ガスを車両で移動したい方 液化ガスでは質量3,000kg以上のLPガス、可燃性ガス、酸素、毒性ガス(1,000kg以上) ※高圧ガス製造保安責任者(冷凍以外)所有者は資格要件を満たしています。	
	講習(義務)	再講習	保安係員	(対象者) 1. 製造保安責任者免状交付年月日より、2年6ヶ月 ①以内に保安係員に選任→免状交付年月日より3年以内に受講 ②以上経過後に保安係員に選任→選任日より6ヶ月以内に受講 2. 平成31年度(令和元年度)保安係員講習受講者(平成31年4月1日～令和2年3月31日) 3. 受講期限の切れている方(上記1又は2の期日を経過している方)
			業務主任者	(対象者) 1. 第二種販売主任者免状交付年月日より、2年6ヶ月 ①以内に業務主任者に選任→免状交付年月日より3年以内に受講 ②以上経過後に業務主任者に選任→選任日より6ヶ月以内に受講 2. 平成31年度(令和元年度)業務主任者講習受講者(平成31年4月1日～令和2年3月31日) 3. 受講期限の切れている方(上記1又は2の期日を経過している方) ※業務主任者等の選任・解任届出書は、県に提出後、必ず協会にも届け出て下さい。
		液化石油ガス設備士再	(対象者) 1. 令和3年度設備士免状取得者(令和3年4月1日～令和4年3月31日)初回3年以内 2. 平成31年度(令和元年度)再講習受講者(平成31年4月1日～令和2年3月31日) 2回目以降は5年以内 3. 受講期限の切れている方(上記1又は2の期日を経過している方) ※住所等に変更を生じたときは、高圧ガス保安協会試験・教育事業部門に書換申請をするとともに、新住所の管轄する協会へ届け出て下さい。	
		充てん作業再	(対象者) 1. 令和3年度充てん作業講習修了証取得者(令和3年4月1日～令和4年3月31日) 2. 平成31年度(令和元年度)充てん作業再講習受講者(平成31年4月1日～令和2年3月31日) 3. 受講期限の切れている方(上記1又は2の期日を経過している方)	
自主取得	配管用フレキシ管	液化石油ガス設備士免状取得者で、ステンレス製フレキシブル管による施工を行いたい方 ※受講希望者を募りまして、希望者にご案内いたします。	再講習を法定期限内に受講しないと 法令違反となります。	